

新型コロナウイルス感染症に係る生徒への対応について

新型コロナウイルス感染症に係る生徒への対応について、改訂された都城市教育委員会の方針に基づき、学校での対応を下記のとおりとしますので、今後も御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

- 生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合・・・「出席停止」
 - ※ ただし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと医師が診断した場合を除く。

- 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合
 - ① 国レベル1の感染状況においては、当該生徒は登校可。ただし、保護者との相談の上、当該生徒が休む場合、出席停止扱いにすることが可能。
 - ② 国レベル2や3の感染状況においては、当該生徒は出席停止。ただし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと医師が診断した場合や、ワクチン接種による副反応と考えられる場合を除く。

※ 登校の判断に迷われる場合には、学校へご相談ください。